

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 5 月 30 日

熊本県知事 木村 敬 殿

提出者

住所 熊本県八代市鏡町両出1324番地1

氏名 株式会社江川組
代表取締役 江川信二(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0965-52-2049

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

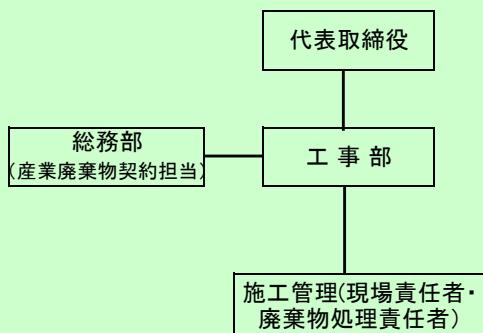
事業場の名称	株式会社江川組
事業場の所在地	熊本県八代市鏡町両出1324番地1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 06総合工事業
②事業の規模	
③従業員数	46名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A["建設工事現場（産業廃棄物） がれき類（コンクリート殻・アスファルト殻・その他）・木 くず・金属くず・廃プラ・汚泥等 【分別・仕分け】"] --> B["収集運搬 (自社運搬・委託運搬)"] B --> C["中間処理施設 (破碎・選別・分級・固形燃料化・減容固化・肥料化等)"] C --> D["再資源化（再生クラッシャー・ バイオマス燃料用木質チップ・ その他燃料等）"] C --> E["最終処分 (安定型・管理型)"] F["有価物（金属類）"] -.-> C </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	木くず	廃プラ		
	排 出 量	0.51 t	6,648.39 t	18.18 t	1.22 t	68.76 t	10.55 t		t
	産業廃棄物の種類								
	排 出 量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
・産業廃棄物の排出抑制・再資源化に取り組む。									

【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	木くず	廃プラ		
	排 出 量	10.00 t	2,600.00 t	2.00 t	1.00 t	60.00 t	15.00 t		t
	産業廃棄物の種類								
	排 出 量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
・分別の継続									

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	産業廃棄物に種類（がれき類・金属くず・木くず・紙くず・コンクリートくず、陶磁器くず等）において中間処理施設の選定を行い、来るだけ再資源化可能な施設への処理委託を行った。	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・これまで同様、できる限り分別・分級を行い再資源化に取り組む。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 計 画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	木くず	廃プラ							
	全処理委託量	10.00	t	2,600.00	t	2.00	t		60.00	t	15.00	t		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t		t		t		10.00	t	15.00	t		t
	再生利用業者への処理委託量	10.00	t	2,600.00	t	2.00	t		50.00	t		t		t
	認定熱回収業者への処理委託料		t		t		t			t		t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t		t		t			t		t		t
	産業廃棄物の種類													
	全処理委託量		t		t		t			t		t		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t		t		t			t		t		t
(今後実施する予定の取組)														
<ul style="list-style-type: none"> ・現状通り分別を行い、再資源化率等の高い中間処理施設への搬出促進。 														
※事務処理欄														

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

第 面

について